

## 〔R0324〕 建築士法

建築士事務所の業務に関するものとして作成した帳簿及び図書で、建築士法の規定によって保存が義務付けられているものについて、次の記述のうち、同法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 帳簿及び図書の保存が義務付けられる対象となる建築物は、確認済証の交付を受けることが必要とされる建築物に限られている。
2. 保存が義務付けられている図書は、「配置図、各階平面図、構造詳細図等の設計図書」及び「工事監理報告書」である。
3. 保存が義務付けられている帳簿の記載事項は、業務の概要、報酬の額、業務に従事した建築士の氏名等である。
4. 帳簿や図書の保存義務を怠った場合、建築士事務所の開設者に対しては、戒告、1年以内の事務所閉鎖の命令又は事務所登録の取消しの処分が行われる場合がある。

〔R0324〕 正答 1

1. 誤り。士法24条の4第1項及び2項、士法規則21条により、建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する帳簿を備え付け、当該帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して15年間保存しなければならない。また、その他建築士事務所の業務に関する所定の図書も作成した日から起算して、15年間保存しなければならない。確認済証の交付を受けることが必要な建築物に限定していない。
2. 正しい。士法24条の4第2項、規則21条4項及び5項により、建築士事務所の開設者は、建築士事務所の業務に関する図書で所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した「配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図などの設計図書」又は「工事監理報告書」を作成した日から15年間保存しなければならない。
3. 正しい。士法24条の4第1項及び士法規則21条1項により、建築士事務所の開設者は、帳簿に、その建築士事務所の業務の種類及びその概要、報酬の額、業務に従事した建築士の氏名、管理建築士から述べられた意見の概要等を記載しなければならない。
4. 正しい。士法26条2項一号により、帳簿や図書の保存義務を定めた士法24条の4の規定に違反した場合、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、1年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ、又は事務所の登録を取り消すことができる。